

評価委員会における評価の進め方

1 評価の対象

「千葉県水道局中期経営計画 2011」に定める基本目標 1～5 に位置付ける主要施策

・基本目標 1、2、3 …… 8月21日(火) 13:30～16:30

・基本目標 4、5 …… 8月22日(水) 13:30～16:30

基本目標 3 については 21 日に評価する予定ですが進捗状況によっては 22 日に変更します。

2 評価の進め方

施策評価調書(主要施策別)(様式 - 1)及び施策評価調書(基本目標別)(様式 - 2)を使用して、基本目標ごとに評価を行います。

具体的には、基本目標ごとに、施策及び取組の達成状況や内部評価の結果について、水道局から説明を行い、内部評価の妥当性について評価を行います。

なお、時間の都合上、水道局から事前説明する施策及び取組は、基本目標ごとに抽出した以下の主要施策等とさせていただきます。

〔基本目標 1〕

主要施策(1) 安定給水の確保

〔基本目標 2〕

主要施策(3) お客様サービスの推進

〔基本目標 3〕

主要施策(5) 危機管理体制の強化

〔基本目標 4〕

主要施策(7) 環境対策の推進

〔基本目標 5〕

主要施策(10) 経営体質の強化

主要施策(1)の主な取組 水源の安定化は、国の実施する事業に対する負担金の支払いであることから、評価の対象からは除外します。

施策評価調書(基本目標別)(様式 - 2)の「外部評価委員会の総評」欄については、委員長又は委員長が指名した者が記載するものとし、後日、他の委員による確認を求め、合意を得るものとします。同じく、「外部評価委員会での主な意見」欄については、事務局において記載し、後日、委員による確認を求め合意を得るものとします。

〔本日の進め方〕

- (1) 事務局から、「資料 5 内部評価結果について」により全ての基本目標に係る内部評価結果の概要を説明します。
- (2) 事務局から、「資料 6 施策評価調書」(様式 - 2)により基本目標 1 に係る内部評価結果の概要を説明します。
- (3) 個別の主要施策について、以下の ~ の手順により進めます。
 - 抽出して説明する主要施策
 - ア 施策主務課長から「資料 6 施策評価調書」(様式 - 1)により取組内容及び内部評価結果等を説明します。
 - イ 意見や質疑が事前に提示されている場合は事務局が紹介し、担当課長が応答します。
 - ウ 意見交換・質疑応答
 - 上記 以外の主要施策
 - ア 意見や質疑が事前に提示されている場合は事務局が紹介し、担当課長が応答します。
 - イ 意見交換・質疑応答
 - 全ての主要施策の質疑終了後、基本目標 1 の全体について、内部評価の妥当性について評価を行います。
- (4) 基本目標 2 以降の評価についても、上記 (2) 及び(3)と同様の手順により行うものとします。